

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会
開 催 日 時	令和2年11月11日（水） 14時00分から16時00分まで
開 催 場 所	枚方消防署 5階研修室
出 席 者	小寺会長、東副会長、今堀委員、石川委員、川元委員、中井委員、山田委員、若槻委員、森本委員、前田委員、島田委員 （事務局）山崎健康福祉部長、服部地域健康福祉室長、三谷障害福祉（生活支援）担当課長、藤本障害福祉（総務・事業）担当課長、久保課長代理、峻課長代理、山元係長、上原職員、恒川職員
欠 席 者	なし
案 件 名	1.（仮称）枚方市手話言語条例（事務局素案）について 2. その他
提出された資料等の名称	資料1 （仮称）枚方市手話言語条例（事務局素案） 資料2 対照表
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	10人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	障害福祉担当

事務局

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

会議に先立ちまして、会議の進行について皆様にお伝えさせていただきます。

この会議は皆様ご存じのとおり手話通訳がついております。また、当事者の方の発言の際は読み取り通訳がついております。発言の際は挙手をいただきまして会長からの指名を受けた上でご発言をお願いします。

フェースシールドやマスクの装着による発言等になることから、手話通訳の方が聞きづらい、読み取りづらい場合は、恐れ入りますが手話通訳の方に合図をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。また、その場合は、恐れ入りますが、ご発言者の方についてはもう一度繰り返してのご発言をお願いいたします。

会長はじめ委員の皆様には何かとお手数をおかけしますが、よろしくをお願いします。

また、各委員の皆様には団体から代表としてこの審議会にご参加をいただいておりますので、団体からのご意見についてはぜひこの会議の中でご発言をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは審議を始める前に、お手元の資料のご確認をお願いします。配付資料につきましては、第3回（仮称）手話言語条例策定審議会次第、（仮称）手話言語条例事務局素案、（仮称）手話言語条例対照表でございます。また、本日は委員から参考資料の提出があり、会長の了解を得ましたので、参考資料としましてお手元に配付をいたしております。資料のほうにつきまして過不足等ございましたら事務局までお声かけをお願いします。不足ございませんか。

不足等ないようですので審議を始めたいと思っております。

それでは会長お願いします。

会長

そうしましたら、ただいまから第3回（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

では早速ですが、本日の案件としてお手元の次第に沿いまして進めていきたいと思っております。

そうしましたら、本日の案件といたしましては、事務局からの素案についての1点でございます。事務局からの説明を受けた後、皆様方から活発なご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では案件に入る前に、この会議は公開となっております。本日の傍聴希望者がいる場合は、これを許可します。

（傍聴者入場）

それでは早速案件に移りたいと思います。

案件1といたしまして、(仮称)枚方市手話言語条例(事務局素案)について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは(仮称)枚方市手話言語条例の事務局の素案についてご説明をいたします。

前回の審議会において、事務局試案へのご意見をいただきました。また庁内においての検討を行った上で、本日お示ししております素案を作成いたしましたところでございます。

それでは素案についてご説明いたしますので、恐れ入りますがお配りしております素案の資料と対照表のほう、両方を見ながらをお願いいたしたいと思っております。

まず前回の審議会において、手話についてももう少し表記が必要ではないかというご意見。また市としてこの条例を作るにあたっての体系的なことについての記述が必要だとのご意見をいただいたので、前文を記すことといたしました。

前文のほうを読ませていただきます。

手話は、音声ではなく手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をすることが言語である。ろう者にとって情報の獲得とコミュニケーション手段として重要な役割を担っています。

また国連で採択された障害者の権利に関する条約において、言語とは音声言語及び手話、その他の形態の非音声言語をいうと定義され、我が国では障害者基本法において言語、手話を含むと規定されました。

市は、市民が手話が言語であることを認識し、理解を深め、相互にコミュニケーションを図ることができるよう手話及びろう者への理解と手話の普及を促進し、障害がある人もない人も全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら心豊かに地域の中で自立して生活し、あらゆる生活に参加し、いきいきと活動できる社会の実現を目指してこの条例を制定するものです。といたしました。

次に、第1条の目的ですけれども、前のご意見に条例はあくまでも手話言語条例というご指摘がございましたので、対照表の表示のところでは手話及びろう者への理解というところに変更、修正させていただきました。

第2条の用語の定義はそのままでございます。

第3条につきましては、目的と同様、手話及びろう者への理解というところを変更しております。

第4条の市の責務でございますが、第1項につきましては、「市は、基本理念のもと手話及びろう者への理解の促進並びに手話の普及の促進を図り」に変更しております。

第2項につきましては、学校教育においての情報がないとのご意見を受け、新たに第2項を作りまして、「市は、学校をはじめ、様々な学びの場の機会を捉え、

手話及びろう者への理解の促進を図るものとする。」という項目を追加いたしました。

第3項は、変更したところがございまして、2行目のところです。「とりわけろう者が乳幼児期から手話を身につけることができるよう、保護者等が手話を学び、子供と共に手話に親しむ機会を確保するものとする。」といたしました。

4項につきましては、「市は市民や事業者等が、手話及びろう者に対する理解と、手話の普及促進を図る取組を行うことができるよう支援する」に修正いたしました。

第5条につきましても、目的等々同様に「手話及びろう者に対する理解を深める」に変更いたしました。

第6条につきましては、少し変更させていただいております。「事業者は基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、施策の協力をするよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整えるよう努めるものとする」といたしました。

第7条の意見聴取につきましては、前回、意見聴取の場の情報がないとの御意見を受けましたので、追加ということで、「市は手話に関する施策の推進にあたっては、関係機関等から意見を聞くものとする」といたしました。

第8条につきましては、条ずれによる修正としております。

また、この条例の名称につきましては、市民の皆さんに分かりやすいようにと、事務局としては仮称を外し、枚方市手話言語条例と考えております。

素案についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局のほうから素案についてのご説明をいただきましたが、いかがいたしましょうか。ご意見ある方、挙手でまたお願いしたいと思うんですけれども。どうぞ。

A委員 皆さん、本日はお疲れ様です。今回で3回目になるんですよ。そして気がついたことは、1回目、2回目の皆さんの委員からの意見をちゃんと記録に書いていただいて、読ませていただくと。実は参加している僕自身の記憶とちょっと違うなというところとか、漏れているなと思う部分があるんです。それはどうしてかという考えると、僕たちの場合は、手話通訳を見ていて、ちょっと気になって資料に目を落とすと、その分が抜けてしまうとか、誰が発言しているか、どこを見ているか、その部分が抜けてしまう。そういうことからちょっと気づいたんですよ。

それでいろいろ考えまして、障害者で一般的に車いすの人と、盲人で白杖を使っている人、そのような人の場合は一般と同じテンポで歩くかいうたらそうではない。やっぱりゆっくり歩かれてると。そうしますと僕たちのように聞こえない場合、手話通訳をつけて聞こえる皆さんと一緒にペースでといわれたら難しいか

な。

ですから、申し訳ないんですけども、この会議は枚方市で初めての会議です。多分今後もあり得ない会議やと思うのですから、進むテンポが遅くなってもゆっくりとやっていただきたい。そういうふうに思うのですから、よろしく願いします。

また、たしか2回目のときだったかと思うんですけど、会長と副会長は他市の審議会の委員をされて、どちらも熱心な職員がいたと、そういう話をされていたように思うんです。枚方市はすごいんですよ。事務局担当している課長さんが自分で手話ができますし、聞こえない職員もおられますし、職員の手話通訳さんもおられます。すごいんですよ。そういうこともやっぱりちゃんと記録に載せてほしい。そういうのを思いました。

それと、僕はこういう案を出しているんですけど、先ほどの事務局の案もほかの案もあるんですけど、手話はろう者の集団が作った大事なものなんですよ。聞こえる人たちが作って与えられたものではない。ろうあ者自身が作った案ということをごひ入れてほしい。それだけお願いしたいと思います。

会長 どうぞ。

B委員 A委員の今のお話と同じ考えです。これは誰のためにやるのか。ろう者のコミュニケーションのための手話は先人から大事に受けつがれてきたろう者の言葉です。

気持ちを伝えるためのもので、ろう者を尊重する、それが必要だと思います。その文言を入れてほしいと思います。

会長 よろしいですか。ほかの方、ご意見ございませんでしょうか。

C委員 事務局が出している素案にこの財政措置という財政面のところもちょっと付け加えていただけたらなと私は思います。以上です。

会長 委員より資料の提出がありましたので、少しこのあたりを、説明それぞれしてもらいましょうかね。どのあたりが違うんかという、市の素案とどこが違って、どのあたりを盛り込んでいただきたいかということを中心に、少々ペーパー出された方からご説明お願いしたいんですけども。誰からでも結構です。

B委員 市の素案ですけど、それも先ほど言いましたが、足りないと思うんです。財政措置という言葉は必要だと思います。他市とかを見ますとその文言が入ってますので、こちら枚方も同じように必要かと思えます。大切なことだと思います。財政措置という言葉は必要だと思います。それを書いています。

あと施策の推進。市の文章だけでは足りないような気がしますので、ちょっと変えてほしいと思います。

前文のほうも意見があります。ここに書いておりましたが、素案では足りないと思います。

手話は情報の獲得とコミュニケーションの手段だけではない。手話は文法体系を持つ言語である。手話で考え、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠な言語である。そう明記してほしいです。

次に、ろう者の言葉である手話が自由に使えず、手話が自由に使えなくて不便とか不安とか、そういうのを抱えて生活をしてきたろう者の歴史も前文に入れ、条例を制定する意義を明記してほしいです。以上です。

それからホチキスどめの2枚目の枚方市手話言語条例案の前文として私のほうから案を提出しています。日本各地のいろんなモデルを見て考えました。以上です。

会長 ありがとうございます。

A委員 B委員にちょっとお尋ねします。条例案の前文を変えていますけれど、手話はろう者が作ったとする言葉が入っていないのはどうしてですか。

B委員 入れるべきだと思います。

A委員 いいそうです。B委員が作られた前文の案、手話はろう者が作った言語ですが、入らないから、できれば入れてほしいと言っています。

会長 B委員の案にちょっと付け加えて、手話はろう者が作ったという文言も入れたらどうですかというご意見ですね。

ほかございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

D委員 事前に事務局から資料を送っていただいたので、案を読んでみました。今、ちょっと見比べましたら違うところがありますよね。ちょっと、7条のところですが。

見比べてみますと、7条は意見を聞くということ、手話に関して促進する上でですね。ろう者自身また関係機関に意見を聞くというふうに書いてありますよね。7条です。当事者というところが抜けています。どうしてでしょうか。この当事者という文言が省かれた意味はどういうことでしょうか。関係機関等という、そこにろう者が含まれているのか含まれていないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

会長 今までも行政のほうから回答すべき点があったと思うんですけども、一旦聞かせていただいて、まとめて回答するというところでよろしいですかね。

ほか、ございませんでしょうか。

そうしたら一旦、これまでのご意見に関して市が考えておられる点を述べていただきたいと思います。

事務局 それでは市の素案を作った部分についての今のご質問についてお答えしたいと思っております。まず財政措置の項がないということなんですけれども、本市としましては財政措置については、市の施策全体の中での検討という形を考えておりますので、あえて条文の条項には入れておりません。

その次、前文のところのご意見、手話は言語であるということと共に、ろうあ者が作ったものということをも明記ということなのですが、ご意見をいただいたということで、ご意見として聞かさせていただきたいと思っております。

市の責務のところなのですが、いろいろと市の責務のところと施策というのはもちろん重要ではないかというご指摘なのだと思うんですけども、あえて市の責務としてここで市の施策の推進につきましては、前回の審議会のときにもご質問があつてお答えさせてもらったと思うんですけども、障害福祉専門分科会、社会福祉審議会の中でも専門分科会がございまして、その中で障害者施策全般として取り上げて審議するところございますので、そちらのほうで手話言語条例のほうも、そこに盛り込んでいきますので、その中で施策の推進とかは審議していきたいと考えておりますので、あえてこの条例の中にはそういう条文がついておりません。

A委員 すみません。もう一度。

事務局 社会福祉審議会の中の障害福祉専門分科会という、障害者施策を全般的に検討する会議でございますので、その中で手話条例についても施策の推進とかその辺のところは検討していきたいと考えております。

それと、関係機関等というのには、もちろん当事者の方とかその関係者の方も入っています。

B委員 財政措置は必要だと思います。例えば病院、災害、通訳派遣ですとか、通訳は大切です。今まで子どもへの通訳がない。子どもに対する手話通訳制度がなければ困ります。そのためにもぜひ必要だと思っております。

会長 その点に関してはいかがでしょうか。

事務局

繰り返しになってすみませんが、その財政措置の項があるなしではなく、市として市の責務のところにも書かせていただいておりますが、基本理念のもと市はろう者への理解の促進並びに手話の普及促進を図り、ろう者の地域における自立した生活及び社会参加の促進を図るものとするが責務なので、それにそれ以外にも、この条例に記していることの施策についての財政措置、これは市の全体の施策の中で検討しながら必要であるものについてはもちろん財政措置をしていく形にはなりますが、あえての項を出していないというご説明をさせていただいたところでございます。

B委員

やはり、明記することは必要だと思います。

A委員

僕も条例案を出しているんですけど、非常に細かいことを書いているんです。例えばいいますと、市立病院に手話通訳をおけとか、災害で通訳者をおけとか、そういう細かいことを書くですんけれど、手話言語条例というのは、こういう書き方をしたら駄目だと、そういうことはないと思うんです。

そしてなぜ僕が細かいことを書くかといいますと、市立病院に関しては病院でも46年前から通訳者の採用をお願いしているんです。それで現実に今の市立病院の回答は筆談ボードを置いていますというだけなんです。それとか、手話通訳の派遣事業についても、夜間や土日、年末年始は受付できないんです。受け付ける窓口がない。そういうことで、これも毎年年末にどうなっているかと問い合わせるんですけれど、現状でご理解ください、そう言うだけなんです。

ですから、あえて僕が枚方市手話言語条例が先に、具体的なことをきちっと触れてほしいと。先ほど事務局のほうからそういうことも含めていますと言われますけれど、僕はもう50年市と交渉をやっていて、春には人事異動があるんですよ。それでやっと分かってくれたなと思うときに代わられるでしょ。また振り出しに戻るんですよ。そういうことの繰り返しでやっていましたから、事務局さんが含まれていますと言っても、次の担当者がそう思うかどうか分からない。

そういうことであえて、細かいことを僕の条例案に含めているんですよ。その辺分かっていたらいいと思います。

もう1つ、どういうふうに進めるのかという心配をしてるんです。今回が3回目です。4回目も、これでという形になってしまうと困るんですね。そんな条例ならいらなと思うんですよ。本当にゆっくりと話し合っ、例えばこのネーミングにしても今決まっている案、このネーミング1つをどうするか、1つ1つやっぱり、そうした中でいいものを決めていただきたい。せっかく策定しても何も決まらない状態では困る。本当にそれは心配しているんですからよろしく願います。

C委員

言語条例とか条例作るのに私も初めて参加しているわけで、中間的とか何が必要で何が必要でないかというのが全然素人では分からないんですけども、例えば大東市であったり堺市、会長さんとか副会長さんが携わられた部分をどうしても比べながら見てしまうところがあります。

大東市のほうには財政という言葉が入っていますよね。でも、その市の責務というのも枚方市がおっしゃった市の責務というのも同じ言葉が入っているけれども、大東市のほうには財政面のことが書いてあります。

大東市はあるけど、枚方市はないという、その必要性というのがちょっと私には分からないので、どうして大東市は付けたのかなというのを教えてもらいたいです。

会長

財政の問題はかなり難しいというか、特に今の財政状況というのはどこも困難をきたしていますので、何とか歳出を抑えたいというのが市のスタンスだと思います。ただ、条例を作って何もなしでは、やっぱり手話にしてもお金はかかるし、様々な費用はいる。それほど多額な費用はいらんとは思いますが、ですから、その財政措置、それは市の覚悟というものかと思うんです。

ただ、財政措置やります。何でも言うてきてくださいというスタンスではないんです。一緒に考えましょうかと。必要ならば最小限財政を確保しますよと、そういう程度のものでいいんです。ですから大々的に言われたから出すというようなものではないんです。

ですから、そういう財政面でのことも条例を作った以上は、これを守っていかなくてはならない。大東市としては、大阪府で市町村レベルで初めて作られた条例です。ですから、ちょっと力も入ったということもあるんでしょうけども、そういう位置づけが財政措置という言葉にはあると思うんです。

ただ、この僕もちょっと気になったのですが、第7条の意見聴取の中で、関係機関等からということになると、少し曖昧かなと。誰のための条例かといえば、やっぱりろう者の方の条例なんです。当事者という言葉を使わなくても、ろう者であるとか、手話通訳者、そういうような言葉を、大東の場合は、支援者かな。そういう言葉を使いましたね。何かそういうような、要するに主にこの条例を作ってほしいという思いもあって、そしてこの条例で枚方市をろう者の方も含めて幸せな生活を送れるということを願って作った条例です。やっぱり中核になるのはろう者、ろう者ですね。ろう者という方がやっぱり中心やということ、ぜひ守って、守ってというか、使用していただきたいなど。

ただ財政が、そんな財政措置があるという、金を確保しようというようなことではちょっと趣旨が違うのかなという思いがしますよね。

ほか、何かございませんか。はい、どうぞ。

D委員	<p>先ほど、第7条の意見聴取について、関係機関等から意見を聞くという部分の、関係機関等にはろうあ者も含まれているという説明があり、納得できました。</p> <p>でも心配はあるんです。障害関係というのですかね。ろうあ者ほか、例えば家にいらっしゃるろうの方とか、また集まりに参加したい。そのときの手話通訳が派遣制度で使えるのでしょうか。そういう意味ですよね。というのが、大東の場合、手話言語条例、その中でろうあ者の中でも手話ができない方、難聴の方で筆談だけでコミュニケーションする方、そういう方の支援者も市民で手話を勉強中の人などが参加、集まって会議を、そういう意見が出てます。そういうことが書かれております。</p> <p>これは非常にいいと思います。関係者などというと非常に曖昧になって分かりません。中に入ってると思うんですけど、確認のためにろうあ者の参加という言葉も入れていただきたい。ろうあ者の参加も可能でしょうか。</p>
事務局	<p>もちろん等の中にはろう者の方を入れているんですけど、曖昧だというご指摘ですので、例えばろうあ者団体とかろうあ者を含む団体とかというような言葉を入れるような形ということでもよろしいでしょうか。</p>
D委員	<p>承知しました。</p>
事務局	<p>ご意見としていただいて検討させていただこうと思います。要は、ろうあ者含むという言葉がちゃんと明記してあるのがいいということですね。</p>
会長	<p>ほか、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>
副会長	<p>2つあります。</p> <p>市の責務の4条3項。これがちょっと何を言ってるのかよく分からないというのが私の意見です。ちょっと盛り込み過ぎかなという印象がありまして、結局、手話通訳者等と協力してということは、手話通訳者の養成にも力を入れたいという理解もできると思います。だから手話通訳者等と協力して市民が手話を学ぶ機会を確保したいといってるようにも見えます。だから、手話通訳者の養成と市民が手話を学ぶ機会を保障したいということと、さらには保護者等が手話ができるようにということと、ちょっとプラス、ろうあ者が乳幼児期から手話を身につけるようにすることができるよという、何となく述語がたくさんあるように思われまして、少し分けていただけたらなと思います。</p> <p>乳幼児期から手話を身につけることができるよというのは、確かに重要だとは思いますが、保護者等が手話を学べるよというのも重要だと思うし、市民が手話を学ぶことが重要だと思うんですけど、何が優先順位なのかということに</p>

も、市民の中に多分保護者等も入ってくるかもしれないですし、少し整理をしていただいたほうがいいのかというふうに思います。

B委員からご指摘ありましたA委員の案文にもありましたけど、手話通訳者等の養成のところも重要なことという、委員さんからのご意見もあるので、この素案はそれを意識されているのであれば、そこも明確にさせていただいたほうがいいのかというふうに思いますので、ちょっと3項を、もう少し整理していただければありがたいと私の意見です。

あと前文なんですけれども、皆さんから幾つかご意見が出ていました。私もおおむね共感しています。恐らく市の中で関係部署だとか議会とかの整理とか、その様々な折衝が必要だと思うんですけれども、前文に関してはさほどそこまで関係機関への配慮とか調整が必要になることではなさそうだと思いますので、なぜこの条例が大事なのかという本当に思いの部分なので、具体的な条文のお飾りというわけではなくて、本当に思いの部分なので、もう少し今日皆さんのご意見も踏まえて思いが伝わるような言葉に込めていただくとありがたいなというふうに、今回の皆さんから出ているような参考意見も参照しつつというところでもう少し考えていただくとありがたいかと思っています。

法律だとか、法律に書かれているから条例作りますという。法律がいつているからするというような何か押し付けではなくて、枚方市として市民、ろう者を中心に作るんだというような何かちょっとスピリットみたいなものを感じられるような言葉だといいいのか。それは解釈の仕方にもよるかもしれないんですけど、もう少しアレンジはお願いできると思っています。

事務局

まず、市の責務のところの3項です。盛り込み過ぎだとのことですが、確かに盛り込んだんです。学びの確保というところをやっぱり入れたかったの、ご指摘は確かにそうなんです。分かりにくいというご指摘なので、もう1回検討しようと思いますが、この中にはもちろんその手話通訳者さんの養成も入れたいし、市民で、しかもここは本当に事務局、今回のこの事務局の熱い思いなんですけども、要は幼い頃から手話が身につけられるようにまずは保護者とかその子どもさんの周りにいる人から手話を学んでいただいて、その子どもさんと一緒に手話を獲得していただきたい、楽しくコミュニケーション豊かにしていただきたいという、いけるような形の市のそういう手話の学びの場を作りたいという思いがあったので、結構盛り込み過ぎたのかもしれないです。ちょっとまたそこも御意見として受けたいと思います。ありがとうございます。

あと前文のほうのご指摘ですA委員、B委員、D委員のほうからも、まずは手話はろう者の方が作ったんだというご意見等々ございました。もう一度持ち帰らせていただいて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

A委員 本本当に今、心配してるんです。本本当に心配してるんですけど、持って帰ってまた素案を変える。そして4回目に出されて、それで決まってしまう心配はあるんです。そのあたりどうなんですか。この言語条例は来年4月1日にスタートさせる必要があるのですから。もっとその時間をとれるのでしょうか、その辺どうですか。

事務局 最初に回数をご説明させていただくときにも、スケジュールのご案内させていただいたと思うのですが、審議会を経てこの会の中では1月末ぐらいに答申いただいて、そして決定させていただきまして、来年の4月1日には施行ができるようにと考えて作っていくようにしております。

素案自体はもう1回12月の頭ぐらいに皆さんにお時間いただいて検討した上で、市民意見聴取として市民の方にご意見をいただく形を取ろうと思っております。それで予定では12月16日にさせていただこうと思っております。

本日はこれで終了します。もう一度持ち帰っていただきまして、もう一度皆様にはすみませんが12月の頭ぐらいに審議会を開いていただこうと考えております。その後、12月の16日に予定しておりますが、市民意見聴取ということで素案を一旦市民の方にご提示させていただいてご意見をいただきます。その後もう1回審議会を開いていただく中で、答申という形にもっていかうかと思っております。

ですので12月の頭にもう1回させていただいた後、市民意見聴取をした後、もう1回審議会をさせていただいて、あと最終的に答申という形でご意見をいただくという形です。

今、3回ですね。4回、5回目のときにはもう一応この審議会ではこういう意見だよということで答申としてまとめて決めていただくという形になります。

A委員 すみませんね。続きでいいですか。そうすると、今みたいな進め方であちこち話飛ばしてしまうとまとまらないように思うんですよ。まずネーミングをどうするか、前文をどうするか、一応はどうするか。それぞれを確認して終わってと思うんです。

何でこんなことを言うかといいますと、1回目、2回目のとき意見は言わせてもらったんですけども、市の案には全然入っていない。つまり市の判断で決められたら困るんです。これは市が出した素案ですけど、事務局が代わられたら次の人はどう言うか分からない。素案に入っていないからそれはやりませんと言われて僕らは何もできないんです。そんな条例を作られたら困るんです。それだから、これは言うておきます。

会長 ということで、予定では4回だったんですね。それが1回追加されて、それが12月にやる分だと。

事務局	<p>一番最初に実は骨子案をという形をとってたかと思うのですが、もう骨子案のときに試案という形でこちらがもう前もってたくさんいろんなところの市のことも出ておりますし、まず試案として出してたいてもらおうという形にしたので、そういう形でちょっと1回、素案は2回検討してもらおう形になっているとは思いますが、間違っていないかと思っているのですが、違いましたでしょうか。</p> <p>市民意見聴取をする前にはもう1回、皆様に最終的にご意見をもらおうと思っております。</p>
会長	<p>意見聴取が4回終わった後やりますわね。それで年が明ける。第5回は意見聴取を受けた形で開かれますわね。そのときに12月に議論をして少しこの積み残しの部分を委員さんの中にはもう少しあるかも分からないのですが、そのあたりは意見聴取の後に修正というのはありなのですか、なしなのですか。</p>
A委員	<p>何回もすみません。もうちょっとはっきりさせてほしいんですけど、先ほど事務局さんの意見をお聞きしますと、意見は聞くけれども決めるのは事務局なのですか。そうじゃないと思うんですよ。一応こういう審議会を開いていただいているのですから。大事なことはここで決めるべきやと思うのです。これはあげる、これは嫌だ、これは入れる、市の都合で決める条例なんて僕はいらんと思うんです。</p>
事務局	<p>もちろん審議会の中でご意見をいただいたものを検討しながらなるべく盛り込みながらなんですけども、そこの中の意見を全部が全部入れられるという形にはならないということもありますし、ご意見とあと答申という形でいただいた上で市が判断するといった形でご理解いただきたいと思います。</p>
A委員	<p>もう一度、市の立場もあり、こういういいアイデアあるというのがあるか。そういうことはここでできませんでしたと説明していただいたら分かると思うんですよ。そちらの都合でやっぱり判断している。市の立場としてこれは難しい、こういうことは言えます、そういうふうな説明をしてほしいです。</p>
事務局	<p>私の説明の仕方が悪かったのかもしれませんが、今回、試案から素案に変更した内容につきましては、皆様方からこういうご意見がありました。それで追加しましたとか、庁内で検討した結果もございますという形でご説明しているつもりだったんですけども、その辺の説明の仕方がご理解いただくのが難しかったですでしょうか。皆様のご意見を全然聞いていないという形ではなくて、聞いた上での案でございますという説明をさせていただいたつもりだったんですが。こちらの説明の仕方が悪かったでしょうか、申し訳ございません。</p>

A委員	<p>何度か言っていると思うんですけど、市立病院に通訳を採用してほしいとか、夜間手話通訳を担当窓口を設けてほしいとか、今みたいないわゆるIT機器というか、AIといますか、そういう便利な機械が進んでいる。そういうのを取り入れてほしいというてるのに、どこにも入れていない。それはどういうことなのですか。</p>
事務局	<p>個々の施策のことについて、条例で個々の施策のことを、書いている形ではないということでございます。</p> <p>A委員がおっしゃっていたような施策のあたりの話は、全て市の責務のところで行っていると考えております。</p> <p>手話及びろう者への理解の促進並びに手話の普及の促進を図り、ろう者の地域における自立した生活及び社会参加の促進を図るものとするところの中に入るものと考えております。</p>
副会長	<p>ちょっと今の意図と関連しないかもしれないんですけど、先ほどちょっと私が指摘した3項のところ、4条3項のところ、</p> <p>市のほうで、先ほど職員も熱い思いがあつてということでご説明いただいたんですけども、乳幼児期から手話を身につけることとか、保護者等が手話を学べる機会ということに関して熱い思いというように聞こえたんですけども、これはちょっと私の理解が不足しているのかもしれないんですけど、ほかの障害者団体や聴覚障害者団体等からも特段その提示された内容ではないことと、一定少し思想的な印象がありまして、保護者は手話を学ばなければならないとか、乳児のときから手話を学ばなければならないというような印象を少し価値観の印象を若干感じるところがありまして、そういう考え方自体はいいと思いますし、そういう考え方の人もいていいと思うんですけど、そういう考え方でない人もいていいと思うんですね。</p> <p>特に乳児のときに聞こえないとなったら大体お母さん、お父さんは3歳ぐらいまで一生懸命聞こえの教室に通わせたりとか、聞こえるようになることというために一生懸命頑張ってしまったら、やっぱり聞こえなかったから例えば小学校入る頃から手話のことを勉強し始めたりとかという様々な家庭の事情がありますし、あるいは貧困で手話のことも考えられないような状況にあるご家庭の方もいらっしゃるだとか、あるいはお父さん、お母さんが何らかの事情で子供さんが育てられないこととか、そういったこともいろんなご事情があり得ると思うんですね。</p> <p>あまり少し乳幼児という言葉とか保護者がみたいなことを言ってしまうと、少し家族とはこうするべきというような印象を与える恐れがありまして、もう少し条例というのはもう施策の具体的な手話通訳者を養成しましょうねとか、ろう者を理解できるように市民も交流しましょうねということはいいいと思うんですけど</p>

ど、抽象的なところはいいんですけど、個々の家庭の内容に入ったことに関しては、思うことは本当にいいことだと思うんですけども、それは少し一定の価値観が見えるので、個人的にはですけども、消極なところがあります。でも、職員さんが一生懸命思っちゃって、それは本当にいいことだと思うし、私もそれ自体は価値観はいいことだと思ってる。条例にするとしたときには、少し印象問題がありますから、こんなことを考えながら作ったんですよというところまで市民の皆さんになかなか伝わらなかったりとか、そういったことがあり得るので、少し検討の余地は必要かなと思って。

そのA委員がおっしゃったようなことは反映されないけれども、職員さんが思っていることは反映されてるところに少しアンバランスを感じたというところがありまして、ちょっと個別の中身をいいますとちょっと少しそこも要検討かなとは実は思っております。

E 委員

この条例となりますと、市民の方皆様目にするので、誰が読んでも分かるという観点から、ちょっと読ませていただいたところ、前に出ている案ではろう者への理解及び手話の普及及び啓発促進になっていたんです。今回は手話及びろう者への理解と普及と促進をという形になっています。

この及びという言葉の使い方に私少し違和感が少しあるんです。広辞苑であれば、及びという接続詞は名詞と名詞を並列して接続したりするもの。だから、手話とろう者という人間とを並列させても、別に個人がおかしいとは言わないけれども、けれども、手話という言語ツールと人間を並列させるというところに人権的な問題がないのかというのを弁護士の先生にお聞きしたいなと思って来たんです。

第2回の審議会の中でもいろいろな意見が出てこの形になったというのは重々分かるので、この形はいいんだけど、その点について問題があるかないかをちょっとお聞かせいただきたいのが1点。

2点目ですけども、2点目で最後ですが、基本理念のところ。手話及びろう者への理解と普及促進と。普及促進は何を普及促進するのかというのがちょっと抜けているので理解しにくいなって思いました。それと同じことが、目的の1行目です。手話及びろう者への理解と普及促進。ここも何を普及促進するのか。を、が入っていると誰が見ても一般的に読みやすいと思います。前文にはちゃんと手話の普及促進という言葉が入っているので、この辺の整合性があつたのほうがいいのではないかなと思いました。以上です。

副会長

ちょっとご質問というか、いただいた件ですけども、確かに手話及びろう者という、への理解という言葉にかかっている、違和感があります。手話やろう者とか、やの場合だと、若干違う、及びというのは非常に何か何となく物として、対象物として見ているような印象がありまして、何か同じように並列的に並べる

ものとしては少し違和感があります。

おっしゃるとおり、普及促進にもかかって、1条目的ですけれども、手話及びろう者への理解と、手話及びろう者の普及促進みたいなものも何か見えるので、普及促進の関わるところでこの及びの使い方はもう少し検討されたほうがいいのかというふうに思います。ろう者への理解及び手話の普及促進という、前はそういう素案だったんですけれども、変更されたご意図があるのか、あるのであればまた教えていただけたらと思います。

事務局

今、素案として文章で出している分には、確かに委員ご指摘の普及促進だけになっていて、大変すみません。対照表のほうですけれども、手話の普及促進であるんですけど、手話のというのが抜けております。申し訳ございません。対照表のところでは手話の普及促進という形になって、私のほうのミスでございます。申し訳ございません。

今、ご指摘の及びという表現では、並列しないほうが良いというご指摘でございますか。

副会長

何かろう者の理解というのは分かるんですけど、手話への理解というのは必要なかちょっと分からないというか、確かに手話の理解は必要だと思うんですけども、それは前のほうにもっていくこともできるのかなとも思いますし、少し全体の目的語とそれに対して何をするかという、何をすべきかというところももう少しご検討いただいたらいいのかなと思いますので、それはそれでということもあり得ると思うんですけども、何をしようとしているのかというところで、それを当該対象は何なのかというところでもう少しご検討いただいてもいいのかなと思います。

A委員

今、皆さんで話していただいている手話言語条例、一番関わりのある人、聞こえない市民なんですね。いわゆるろう者なんですけれども、ろう者の分かるような文章にしてほしい。どうしても事務局案でいうと、やっぱり行政職員が考えた言葉はかたいし曖昧なんです。そうではなくて、聞こえない市民が読んで本当に分かる。一般の市民が読んで、すくと納得できるような文章で作ってほしい、そういうふうに思うんです。

枚方市は枚方市らしい条例を作してほしい、それだけのことなんです。ですから、事務局と僕らが対立するとか、そういう気持ちはないんですけども、こういう事務局案が出て、それが決まってしまうと心配はあるんですよ。含んでます、含んでますと言いながら現実はやってくれない。そうなる恐れはあるんですよ。

僕はもう30年、40年ずっと市と交渉して感じるのそれはなんです。今、言語条例がないからとにかく話し合いはできるんですけど、今事務局案が通っ

てしまうと、そういう話し合いができない心配があるんですよ。ですから、僕が作った案は細かく書いている。細か過ぎるのは十分分かった上で明確に書いているつもりなんですよ。

さっき言いましたが、もう一度言いますけれど市民病院に関して46年ぐらい前から通訳は必要ですと言うている。言い続けているんです。結局、皆さんも考えてほしいのは病気というのは突然起こるわけですね。前もって手話通訳者を予約して病院へ行きますというのは健康診断ぐらいなんです。いきなり体の具合が悪くなった、市民病院へ駆け込んででも手話通訳者はいない。順番とか気を遣うんですよ。しんどいのについて呼ばれるのじゃないかと気を遣わなあかん。それともし仮に通訳者が見つかって来てくれても、手話通訳者は一般の市民なんです。専門的ないろいろ知識を持ってるわけでもないし、病院のほうの状況も知っているわけでもないし、そういうことでやっぱり病院の職員として手話通訳者はいる。もちろんドクターや看護師さんなんかを手話をできれば一番いいですよ。ですけども、ドクターや看護師さん忙しい、実際。手話を勉強する時間もないほど忙しいです。ですから、若いいわゆる看護学生といますか、そういう時期に手話を勉強できたらいいな。勉強する時間があればいいなというふうに思うんです。そういうことにも役立つ手話言語条例を作ってほしいと、本当に切実に思っているんです。

事務局担当の方々、別に悪い人じゃない、皆いい人なんですけれども、あくまでも仕事としてやっておられる。枚方市の聞こえない市民と聞こえる一般市民と同じようにと言われるんですけど、現実には決して同じではないんですよ。手話通訳を頼むの大変、そして何ていいますか、電話なんかしたくっても電話1本のために手話通訳を頼むかといったら、そんなことはない。どうするかという諦めているわけです。

それで社会資源として、例えばタブレット端末を置いて、今、新型コロナということで、いろいろタブレット端末を使ってそういう技術が進んでいるんですから、それを活用できるような、例えば言語条例ができればいいなと期待しているところなんです。

ところが、今、素案を見ますと。こんな条例は、僕個人の意見ですよ。ないほうがいいんですよ。それで、僕らのほうが言語条例案出してるんですけど。今のやり方、こうした審議会で発言はするんですけど、結局全部省かれてしまっている。それでは何のための審議会開いているか、そう思わざるを得ないんですね。

きっちり審議して、決められた言語条例を作ってほしい、そういうふうに思うんですけど、あまり時間がない。どうしても来年4月1日にスタートさせる。本当に時間がないんですね。それを心配しているんです。

会長

4月に条例を作ると、施行するということで、本当に時間がないと思うんですね。ですから実質次回の審議会である程度かためざるを得ない。ただそれが、い

わゆるその後、ちょっと時間があるなというときに、例えば市民意見聴取がね、ずらしていつ頃になるのですかね。市民意見聴取をやるのは、年内にやらざるを得ないのですか。

事務局　　今の予定では12月16から1月の8日までという形で考えています。

会長　　16から8日。それはぎりぎり伸ばしてそれですか。クリスマスの後とか、そういうのでは駄目。

事務局　　日にちがいる市民意見聴取を提示する期間が決まっておりますので。21日間だったと思うんですけど。一応そここのところに挙げていきたいと考えておるところでございます。

会長　　どうぞ。

B委員　　24の意見、手話サークルから名称についていろんな意見を集めました。枚方市手話言語条例、明るい未来へ心をつなぐ手話言語条例、いろいろ意見が出ましたが、この2つがいいなと思いました。1番目と6番目の意見です。

A委員　　24番目とおっしゃいましたけども、25に手話で紡ぐ住みよい町枚方市手話言語条例を入れてほしいんですけど。

会長　　25の意見が出ていますが、B委員2つ、A委員1つ、3つが先ほどいいのではなかろうかというご意見ですけども、これはどうしましょうかね。今ここで決めてしまうか、次回までに考えてきてもらって、多数決で決めるか。よろしいでしょうかね。

どうぞ。

事務局　　文章のことなんですけれども、いろいろな思いがあって、いろいろ提案をしていただいて、非常にありがたいなというふうに見させていただいて、ただ1点ちょっと考えていただきたいなと思うのは、その思いが言葉になって、これで条例の名前があまりにちょっと長くなるとどうしてもその省略されてしまうというところがあるのではないかな。結果、いろいろな修飾している思いの言葉というのが、表現をされないというようなことになって、結局何のためのそういう名称を皆がいろいろ考えて議論をしたのか分からないという結果になっても本末転倒かなというふうに思いますので、やはりそういった部分も含めてできるだけ簡潔にというか、簡素なものというのも1点視点としては必要なのではないかなというふうに思いますので、いろいろ考えていただいて非常にありがたいという

思いはたくさんあるんですけども、そういった点もちょっと思っていただけたらというふうに思います。

会長 というご意見なんですけども。

D委員 市の事務局の方が名称が長いという困るというか覚えにくいので短いほうがいいというようなことでしょうか。そのように受け取りますけれども。皆さんで、委員のみんなで決めてほしいということ。堺市のほうも名称すごく長いんです。だから、別に長くてもいいんじゃないでしょうか。簡単にする必要はないのでしょうか。分かりやすく覚えやすいのがいいのじゃないかなというふうに思います。

B委員 実際、長い名称のところは全国にもあります。調べてみました。ほとんどのところ90%は長いです。名称がね。でも、「明るい未来へ心をつなぐ」とは、子どもにまでつなげる未来は明るいという意味を込めています。分かりやすくていいのじゃないかなというふうに思います。

A委員 B委員の意見もいいかなと思います。けど自分で言いますが、手話で紡ぐ住みよい町枚方市手話言語条例、手話を強調したいと思うんです。単に枚方市手話言語条例だけだと一般の市民が見て何のことかと。

もう一度、手話でやります。一般の市民が手話表現で、枚方市手話言語条例だけ出すと、自分には関わりないとなってしまうんですよ。ですから、せっかく条例を作るなら、先ほどB委員が言われたような名前にするか。僕が言っています。手話で紡ぐ住みよい街枚方市手話言語条例、ある程度想像できるようなことはやっぱり入れるべきやと思うんです。よろしくお願いします。

会長 様々な意見がございまして、ちょっと次回までにそれぞれ考えてきてもらって、行政のほうもちょっとまた考えていただきたいのですが、どうぞ。

事務局 私申し上げたのは、こうした長い条例名がよろしくないというようなことを申し上げたのではなくて、あまりに長いと省略をされてしまって結局伝わらないことになってはというところも、視点も必要なんじゃないでしょうかということをお話だけで、それでもあえていろいろな思いというものをこの条例の中、条例の名称の中に込めたいんだというお話でした。それはそれで私としては結構かなと思ってるんです。

ただ、それだけの思いだけに走ってしまって、結局その名称が成立したけれども、普通使われるのが手話言語条例という言葉だけになってしまったのでは、それはせっかくの名称が埋没してしまうのかなということをお話だけで申し上げた

けなんです。

ですので、決して短いほうがいい、簡潔にきなさいという考え方を持つてゐるわけではないということをご理解いただきたいです。

会長 そうしたら、次回までに皆さんちょっと考えてきてもらって、行政のそれ以外に何か適当な条例名があれば出してもらって。次回に決めたいと思います。

はい、どうぞ。

C委員 話はちょっと、名称ではないことなんですけども、素案の部分の前文のところ
です。手話及びろう者への理解という言葉がよく出てきて、前文にも手話及び
ろう者への理解ってあります。手話というところに前文のところの最初の
ところに、手話は云々というように手話の言葉の説明はあるんですけども、
ろう者への理解ってという説明がないので、一旦先生とかの方はろう者への
理解は何なのか分かりますか。一般の方がろう者の理解は何かというのを
少し付け加えたほうがいいのかなって思います。ほかの大東市も堺も
ろう者はという言葉、ろう者はこうだから理解してくださいという言葉が
入っているので、手話はこういうことだから理解してください、ろう者
はこういうことだから理解してくださいということがなければ一般の方は
ろう者の理解どうしたらいいのかというのが分からないかなと思うんです
けども。以上。

会長 ということで、ろう者の説明が少しあってもいいのではないかという
ご意見なんですけども、そのあたりいかがでしょうかね。

事務局 用語の定義のところではろう者とはということにしていたので、あえて
そのろう者とはということの前文には入れてなかったということになる
んですけども。このろう者の定義よりももう少し踏み込んだ形
でということでおっしゃったのですか。

C委員 前文が最初読んでたら始まるのだと思いました。私はろう者が、
理解というのをいろいろあって、付き合いしてるのでろう者が
こんな感じだから理解も必要かなとは思いますが、一般の方は
ろう者の理解ってどのように思われてるのかなって反対にお伺い
したいなという気持ちです。

副会長 大東市の前文がちょっと分かりやすいんですけども、今B委員
らがおっしゃったところ、なぜろう者に対しての理解が必要なのか
というところが、この枚方市素案だとないのに、ろう者を理解
しましょうだけ書いてあるので、多分それが分からないと、大東
市のほうはろう者はコミュニケーション、交流をとることが
難しく、十分な情報も得られないため孤立しがちだったとか、
そういったこ

と、だからこそろう者を理解することが大事なんだよという流れがあるので、多分今回の枚方市素案だとろう者理解しましょうね。手話理解しましょうねという何かそこだけ、結論だけきているので、ちょっとこのあたりがというところかな。前文のところがあったほうが、ろう者に対する理解という部分を書くのであれば、なぜろう者への理解が必要なのかということをもう少し理由を、その定義というよりかはそういったところかなと思います。

事務局 今、ろう者とはというところでの表記も前文のところ、まず理解するのであれば必要であろうというご意見とか、手話はろう者が作ってきたものであるとかというところについても前文に入れるべきだということをご指摘があったと思いますので、その辺についても入れるような形で考えたちとっております。

会長 はい、ありがとうございます。
ほか、ございませんでしょうか。

今、次回ということになるとは思うんですけども、少々時間が足りないという感じをお持ちの委員さんもおられますので、できれば早めに素案を送っていただき、目を通していただいて、事前に事務局のほうにちょっと問い合わせするなどの時間もあればなど、最後です。それか市民意見聴取を後ろ倒しにするか、それで時間を空けて、少しコミュニケーションを図れるような日があればいいかなと思うんですけども、そのあたりはちょっと事務局の都合もありますので。

事務局 そうしましたらもう少し議論のところ必要でないかというご意見いただいておりますし、こちらとしてももう一度今日のご意見いただいておりますので、できましたら、皆様にお手数かけてしまうんですけども、事前学習会的なことともしたいと思いますが、お時間のご都合つけていただけますでしょうか。

その学習会を経た上で審議会ができるような形を取りたいとっておりますので、ただ、今、そのお伝えして正直、日程と場所の調整しないといけませんので、ちょっとまたぎりぎりな形での調整お願いすると思いますが、よろしくお願いたします。

A委員 お疲れと思いますけど、みんな集まって勉強会が何にせよ、ぜひやってほしい。その前に会長とか副会長と打ち合わせなんかやっていただけませんか。事務局は作ったものを出される、やっぱり会長、副会長が目を通すいうか、意見を述べた上でまとめてもらったら、もうちょっとスムーズにできるかなと思うんですけども。

事務局 会長、副会長のほうにはまた事前に一度、ご意見いただく時間をとりたいと思います。ただ、本当に日程が結構差し迫っているので、会長、副会長には大変ご迷惑かけるとは思います、またご協力のほうよろしくお願ひいたします。

F委員 日程の件なんですけれども、やっぱりもう日にちが迫っていると思うので、もし差し障りなかったら、今分かってる範囲だけでもメモ書きでもいいので、この日だと行けますよって提出して帰ったらいかがでしょうか。皆さんにパソコンなりメールなりファクスで連絡する手間も省けますし、日程が調整できるのではないかなと思いますので、どうでしょうか。

事務局 そうしたらちょっとお伺いして、皆さんが空いている日にちをお伺いしてはということでございますね。ありがとうございます。ちょっとお帰りのときにまたお伺いする形を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会長 そうしましたら、ただいま発言がありましたけれども、次回まで、次回の審議会までに勉強会をやって、そこでもう少しフランクに意見をいただいこうという時間をもつということで、12月半ばにはもう市民意見聴取をやりたいという事務局のほうのお考えですので、だから12月の頭ぐらいですかね。そのあたりで調整していただいて、そして学習会で少々素案をたたいていこうという時間を持ちたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思います。

A委員 市民意見聴取の対象は誰なのですか。

事務局 枚方市民です。耳の聞こえる聞こえないではなく、枚方市民の方にお聞きします。

A委員 僕はどうなるんですか。意見を言ってもいいですか。遠慮する必要はあるのですか、どうか。

事務局 委員はこちらのほうでご意見いただいていると考えております。

聴取会ではなくて、審議会において行う市民意見聴取なんです。パブリックコメントに相当するものとして。ホームページとかあと意見箱を市内の各支所とか障害学習センターとかに置きます。そこでご意見をいただきます。皆様には何度もお願ひしてますが、皆様の関係団体の方の代表として来ていただいておりますので、ぜひ団体の方のご意見は多分書くのがどうやっておっしゃるんだと思いますので、そこは皆様が十分聞いてきていただいて意見のところでお出しいたきますようにご協力よろしくお願ひいたしたいと思います。

会長

よろしいでしょうか。そうしましたら、また日程決まりましたら事務局のほうから連絡していただくことでよろしいでしょうか。

そうしましたら本日の会議、これで終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。